

兵庫県公報

令和3年3月5日 金曜日 第187号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部 改正（建築指導課）	3
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	4
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	5
公安委員会規則	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	8
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	9
正 誤	
○ 令和2年12月2日付け兵庫県公報号外中	9

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

専門的又は広域的な対応が必要な事案への対処能力及び県下全域における初動対応能力等を強化するため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町三波字日後山3132、字段山3133の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日後山3132（次の図に示す部分に限る。）、字段山3133の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第198号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	ひき縄漁業	別記の1	5月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	48隻	定めなし
室津	同上	別記の2	同上	同上	同上	12隻	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日から令和4年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 たつの市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第199号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第18号に掲げる小型定置網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
東二見	ます網漁業	別記	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日から令和6年3月31日までとする。

別記 操業区域

基点1より204度50メートルの線から基点2より204度50メートルの線に至る間の海面及び基点3より125度100メートルの線から基点4より125度100メートルの線に至る間の海面

- 基点1 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ500メートルの点
- 基点2 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ1,000メートルの点
- 基点3 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ110メートルの点
- 基点4 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ530メートルの点



兵庫県告示第200号

平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改める。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町中村字石田12番1の一部、13番1、15番、15番2、18番1、19番1、20番1、22番、13番1地先里道、15番地先水路、22番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿三丁目2番11号
株式会社たか屋 代表取締役 鎌田 経彦
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年11月16日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-28-2号（1たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西田原字前田1701番3、1700番3、1700番3地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市広畑区蒲田五丁目1715番地
株式会社平野組 代表取締役 平野 勝也
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年2月15日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-31-2号（1福崎）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町立岡字笹山95番1、95番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市余部区上余部259番地の1
株式会社サンヨー住販 代表取締役 圓尾 真造
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年4月16日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-2号（2太子）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、変更した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則本

表伊丹市の項中

「

伊丹市共同利用施設東緑ヶ丘センター	伊丹市緑ヶ丘7丁目62-1
伊丹市共同利用施設西センター	伊丹市西野2丁目85

」

を

「

伊丹市共同利用施設東緑ヶ丘センター	伊丹市緑ヶ丘7丁目62-1
-------------------	---------------

」

に、

「

伊丹市共同利用施設中野東センター	伊丹市中野東2丁目32
------------------	-------------

」

を

「

伊丹市共同利用施設中野東センター	伊丹市中野東2丁目30-3
------------------	---------------

に、

「

伊丹市大鹿交流センター	伊丹市大鹿3丁目51-3
-------------	--------------

」

を

「

伊丹市大鹿交流センター	伊丹市大鹿3丁目51-3
伊丹市北村交流センター	伊丹市北園1丁目21-1

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本


公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「責任者の氏名を記入するとともに当該責任者の印を押して」を「責任者の氏名を記入して」に改める。

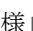
第83条第2項中「責任者の氏名を記入するとともに、当該責任者の印を押して」を「責任者の氏名を記入して」に改める。

別記第1号様式中「令和 年 月 日執行」を「令和何年何月何日執行」に、「選挙投票」を「何選挙投票」に改める。

別記第9号様式中「殿」を「様」に改め、「」を削り、「紛失の場合は、先に紛失届出を警察署長に提出してください。」を

- 「備考 1 紛失の場合は、先に紛失届出を警察署長に提出してください。
2 候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。」


に改める。

別記第10号様式その1の部中「殿」を「様」に改め、「」、「(参議院名簿届出政党等の名称)」、「局」及び「番」を削り、備考3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式その2の部中「」、「局」及び「番」を削り、備考2の次に次のように加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式その3の部中「殿」を「様」に改め、「」、「局」及び「番」を削り、備考2の次に次のよ

うに加える。

3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第12号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第13号様式中「令和 年 月 日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第15号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第16号の2様式中「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考 1 候補者届出政党に係る交付票には、選挙区名を記載するものとする。

2 候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第18号様式中「㊦」を削り、備考を次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第22号様式及び別記第23号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第25号様式その1の部中「㊦」を削り、備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第25号様式その2の部中「令和 年 月 日」を「令和何年何月何日」に、「執行 選挙（選挙区）」を「執行何選挙（何選挙区）」に改め、「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第25号様式その3の部中「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第26号様式その1の部中「㊦」を削り、備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第26号様式その2の部中「令和 年 月 日」を「令和何年何月何日」に、「執行 選挙（選挙区）」を「執行何選挙（何選挙区）」に改め、「㊦」を削り、備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第26号様式その3の部中「㊦」を削り、備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第27号様式その2の部中「令和 年 月 日」を「令和何年何月何日」に、「執行 選挙（選挙区）」を「執行何選挙（何選挙区）」に改める。

別記第28号様式中「㊦」を削る。

別記第28号の2様式中「令和 年 月 日」を「令和何年何月何日」に、「執行 選挙（選挙区）」を「執

行何選挙（何選挙区）」に改め、「㊦」を削る。

別記第29号様式中「㊦」を削る。

別記第30号様式その1の部中「㊦」を削り、備考3の次に次のように加える。

- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第30号様式その2の部中「令和 年 月 日」を「令和何年何月何日」に、「執行 選挙（ 選挙区）」を「執行何選挙（何選挙区）」に改め、「㊦」を削り、備考2の次に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第30号様式その3の部中「㊦」を削り、備考2の次に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第32号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第34号様式その1の部中「㊦」、「局」及び「番」を削り、備考2の次に次のように加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第34号様式その2の部及びその3の部中「㊦」、「局」及び「番」を削り、備考2の次に次のように加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第35号様式中「殿」を「様」に改め、「㊦」、「局」及び「番」を削り、「記載文」を「掲載文」に改め、備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第36号様式中「印」、「局」及び「番」を削る。

別記第37号様式中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削り、備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第38号様式中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削り、備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第38号の2様式中「殿」を「様」に改める。

別記第41号様式その1の部及びその2の部中「殿」を「様」に改め、「㊦」、「局」及び「番」を削り、備考を次のように改める。

備考 1 候補者届出政党又は推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任について、候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出者が数人あるときは、あわせてその代表者であることを証明する書面を添えてください。

2 候補者本人、推薦届出者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人、推薦届出者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではあ

りません。

別記第42号様式その1の部中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、備考2の次に次のように加える。

3 出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その者の代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をして
ください。ただし、出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第42号様式その2の部中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、備考として次のように加える。

備考 出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その者の代理
人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をし
てください。ただし、出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありま
せん。

別記第45号様式中「㊟」を削る。

別記第46号の3様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、「受領印」を「受領欄」に改め、備考を次のよ
うに改める。

備考 候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合
にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただ
し、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第46号の4様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、「受領印」を「受領欄」に改め、備考を次のよ
うに改める。

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け
出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてくださ
い。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第48号様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け
出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてくださ
い。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第51号様式中「㊟」を削る。

別記第56号様式及び第57号様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け
出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてくださ
い。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第2号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「3課」を「4課」に、

「薬物銃器対策課」

を

「薬物銃器対策課

国際捜査課」

に改める。

第14条の2中「第23条の2まで」を「第23条の3まで」に改める。

第22条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を第8号とする。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(国際捜査課)

第23条の3 国際捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際捜査共助に関すること。
- (2) 国際犯罪（他の部の所掌に属するものを除く。）の捜査及び捜査指導に関すること。
- (3) 通訳及び翻訳に関すること。

第29条中「2隊」を「3隊」に、

「地域企画課
 通信指令課
 機動パトロール隊
 鉄道警察隊」

を

「地域企画課
 通信指令課
 第一機動パトロール隊
 第二機動パトロール隊
 鉄道警察隊」

に改める。

第32条の見出し及び同条第1項中「機動パトロール隊」を「第一機動パトロール隊」に改め、同条第2項中「機動パトロール隊」を「第一機動パトロール隊」に、「警ら及び」を「第46条の2第1項に規定する第一方面の区域、第二方面の区域（南但馬、豊岡及び美方の各警察署の管轄区域を除く。）及び第三方面の区域（明石及び三木の各警察署の管轄区域に限る。）における警ら及び」に改める。

第32条の2を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。

(第二機動パトロール隊)

第32条の2 第二機動パトロール隊は、姫路市土山2丁目に置く。

2 第二機動パトロール隊においては、警ら用無線自動車により、前条第2項に規定する区域以外の区域における警ら及び警察対象事案の第一次的処理に当たる。

第46条の2の表第二方面の項中「朝来、養父、豊岡南、豊岡北」を「南但馬、豊岡」に改め、同表第三方面の項中「、佐用」を削る。

附 則

この規則は、令和3年3月22日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和3年2月17日付けで解いたので、公示する。

令和3年3月5日

兵庫県公安委員会
 委員長 奥谷勝彦

委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
中 垣 千 秋	神戸西警察署の管轄区域

正 誤

○令和2年12月2日付け（兵庫県公報号外）
 兵庫県条例第37号（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から8	100分の130	100分の127.5
		100分の110	100分の107.5
	上から9	100分の170	100分の167.5
	下から16	100分の130	100分の127.5
	下から7	100分の170	100分の167.5
		100分の102	100分の100.5
	下から6	100分の51	100分の50.25
3	上から5	100分の130	100分の127.5
	上から6	100分の170	100分の167.5
	下から8	100分の130	100分の127.5
	下から7	100分の170	100分の167.5
	下から5	100分の130	100分の127.5
	下から4	100分の170	100分の167.5